

FUKUGIN LOAN CARD 規定

1. (カードの発行)

FUKUGIN LOAN CARD (以下「カード」という)は福銀カードローン<スーパーユトリアル 1000>契約書、福銀カードローン<スーパーエクセレント>契約書、福銀ビジネスカードローン契約書、福銀カードローン<ロングサポート>契約書、福銀職域カードローン契約書、ふくぎんカードローン『チュラボ』契約書、カードローン契約書、カードローンプレミアム契約書、カードローンエブリ契約書、教育ローン『カードローン型』契約書またはマイカーローン「カットビくん R (リピート型)」契約書 (以下これらを「ローン契約書」という)に基づき当行が発行するものとします。

2. (カードの利用)

カードは、次の場合に利用するものとします。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動支払機 (現金自動預入支払機を含む。以下「支払機」という) の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関 (以下「提携先」という) の支払機を使用して、当座貸越借入金の払出しまたは借入残高の照会をする場合。ただし、マイカーローン「カットビくん R (リピート型)」に係る当座貸越借入金の払出しは、支払機で行うことはできないものとします。
- (2) 当行の現金自動預金機 (現金自動預入支払機を含む。以下「預金機」という) を使用して、当座貸越借入金を返済する場合。

3. (支払機による払出し)

- (1) 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをするときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。この場合、通帳 (カードローン<ロングサポート>、カードローン『チュラボ』、カードローン、カードローンプレミアムおよび教育ローン『カードローン型』は通帳の発行はありません。以下同じ。) およびカードローン当座貸越支払請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払出しは、支払機の機種により1千円または1万円単位とし1回あたりの払出し金額は、当行 (提携先の支払機使用の場合はその提携先) が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出し限度額は当行が定めた範囲内とします。
- (3) 支払機により当座貸越借入金を払出す場合に、当座貸越借入金の払出し金額と第5条の手数料金額との合計額が当座貸越を利用できる範囲内の金額をこえるときは、当座貸越借入金の払出しをすることができません。

4. (預金機による返済)

- (1) 預金機を使用して当座貸越借入金の任意返済を行う場合には、預金機に当座貸越口座

のカードあるいは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。ただし、通帳による返済はできない場合がありますのでご了承ください。なお、当座貸越金の約定返済を行うため返済用口座へ入金した場合は、約定返済日が銀行休業日にあたるときに限り、翌営業日の返済となります。

- (2) 預金機による1回あたりの任意返済額は、当行所定の枚数による金額の範囲内とし、当座貸越借入金額までとします。

5. (手数料)

- (1) 当行および提携先の支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、当行および提携先所定の支払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）を支払ってください。
- (2) 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し時に通帳およびカードローン当座貸越金支払請求書なしで利用口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

6. (預金機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合は、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で、カードにより当座貸越口座に入金をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による入金をする場合には、当行所定の入金票に口座番号・金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

7. (カードによる払出し金額等の通帳記入)

カードにより当座貸越借入金の払出しをした金額、返済をした金額および手数料金額の通帳記入は、当行本支店の窓口または当行の現金自動預入支払機および通帳記帳機により行います。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったときまたは氏名・暗証その他の届出事項に変更があったときは、ただちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) カードを失った場合またはその他の事由によるカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、カードの再発行手数料（消費税を含む）を申し受け、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

9. (暗証照合等)

- (1) 当行の支払機により、カードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して当座貸越借入金の払出しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機により当座貸越借入金の払出しをした場合、当行および提携先の責任についても同様とします。
- (2) 当行の窓口においてカードを確認し、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも、前項と同様とします。
- (3) 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って入力した場合は、カードの利用ができなくなります。

10. (カードの期限)

- (1) カードの期限は、ローン契約書に定める期限までとします。
- (2) ローン契約書に定める当行との約定により、取引期限が延長された場合には、引続きカードを使用することができます。
- (3) ローン契約書に定める当行との約定により、この取引が終了した場合には、使用中のカードは無効といたします。

11. (解約等)

- (1) この取引の解約または終了に際しては、カードを当店にただちに返却してください。
- (2) カードの改ざん・不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行から請求がありしだい、ただちにカードを当店に返却してください。

12. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、ローン契約書により取扱います。

以上